

◎新潟県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年2月9日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市中央区関屋字風砂除2の99
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市中央区関屋字風砂除2の99
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため